

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案 参照条文

○ 道路交通法の一部を改正する法律（令和六年五月二十四日法律第三十四号）（抄）

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 第二条第一項の改正規定、第七十一条第五号の五の改正規定、第一百七十七条の二の二第一項第三号の改正規定、第一百七十七条の三の二の改正規定及び第一百八条第一項第四号の改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

2・3 （略）